

別表 7 （指定野菜価格安定対策事業関係の規格）

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ		品 質	包装形態
キャベツ	春キャベツ 夏秋キャベツ 及び 冬キャベツ	700グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 外葉の除去が適切であること。 キ 茎の切除が適切であること。 ク 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
きゅうり	夏秋きゅうり 及び 冬春きゅうり	65グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 肩おち、尻太り、尻細りの程度が軽微なこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 カ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
さといも	秋冬さといも	10グラム以上		ア 品種固有の形状を有すること。 イ 変形していないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害、傷害がないこと。 オ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
だいこん	春だいこん 夏だいこん 及び 秋冬だいこん	400グラム以上		ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根のないこと。 ウ す入り及び抽たいのないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 カ 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 キ 水洗いのものは、水切りが十分されていること。	ポリ袋、結束、段ボール箱、コンテナであること。
たまねぎ	たまねぎ	横径5. 0 c m以上		ア 品種固有の形状、色沢を有すること。 イ 結球充実し、分球又は裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 葉鞘及び根の切除が良好で、外皮のはく脱が少ないこと。 キ 適度に乾燥し、土砂などの異物がほとんど付着していないこと。	網袋、段ボール箱、コンテナであること。
トマト	夏秋トマト 及び 冬春トマト	トマト (ミニトマトを除く)	70グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 変形の程度が軽微なこと。 ウ 着色状態が良好であること。 エ 花落ちあとが小さいこと。 オ 裂果が果肉に達していないこと。 カ 腐敗、変質していないこと。 キ 病害、虫害がなく、傷害の程度が軽微なこと。 ク 空洞の程度が軽微なこと。 ケ 過熟していないこと。 コ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
		ミニトマト	4グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 腐敗、変質していないこと。 ウ 病害、害虫がなく、傷害の程度が軽微なこと。 エ 着色状態が良好なこと。 オ 清浄であること。	
なす	夏秋なす 及び 冬春なす	50グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に成育していること。 ウ 変形の程度が軽微なもの。 エ へた割れ及び果皮のぼけの程度が軽微なこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害がなく、すれなどの傷害の軽微なこと。 キ 果梗の切除が適切なこと。 ク 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
にんじん	春夏にんじん 秋にんじん 及び 冬にんじん	40グラム以上		ア 品種固有の形状色沢を有すること。 イ 岐根及び裂根がないこと。 ウ はだあれ現象が甚だしくないこと。 エ けい部の緑化が著しくないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害、凍害、傷害がないこと。 キ 葉柄及び細根の切除が良好なこと。 ク 土砂などの異物がほとんど付着していないこと。 ケ 水洗いのものは、水切りが十分されていること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
ねぎ	春ねぎ 夏ねぎ 及び 秋冬ねぎ	白ねぎ	直径0.7 c m以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 萎凋の徴候のないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 土砂などの異物が異常に付着していないこと。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
		青ねぎ	長さ40 c m以上		
		こねぎ	長さ30 c m以上		

対象野菜	対象野菜の種類	1個当たりの重量又は大きさ		品 質	包装形態
はくさい	春はくさい 夏はくさい 及び 秋冬はくさい	1, 000グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 萎凋の微候のないこと。 オ 腐敗、変質していないこと。 カ 病害、虫害及び傷害のないこと。 キ 根部の切除が適切であること。 ク 外葉の除去が適切であること。 ケ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、結束、コンテナであること。
ばれいしょ	ばれいしょ	20グラム以上		ア 品種固有の形状及び色沢を有すること。 イ 萌芽していないこと。 ウ 新鮮であって、病害虫等による傷害がないこと。 エ 土砂その他の異物の付着が著しくなく、調製が良好であること。	段ボール箱、紙袋、ポリ袋、コンテナであること。
ピーマン	夏秋ピーマン 及び 冬春ピーマン	15グラム以上		ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 変形していないこと。 ウ 果の表面が老化により変色していないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害、傷害がないこと。 カ 果梗の切除が適切なこと。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
ブロッコリー	春ブロッコリー 夏秋ブロッコリー 及び 冬ブロッコリー			ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 腐敗、変質していないこと。 ウ 病害、虫害、傷害がないこと。 エ 開花していないこと。 オ 清浄であること。	段ボール箱、発泡スチロール箱、コンテナであること。
ほうれんそう	ほうれんそう			ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいしていないこと。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害がないこと。 オ 根部の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	段ボール箱、ポリ袋、コンテナであること。
レタス	春レタス 夏秋レタス 及び 冬レタス	結球レタス	250グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 適度に結球し、裂球していないこと。 ウ 抽たいしていないこと。 エ 腐敗、変質していないこと。 オ 病害、虫害及び傷害のないこと。 カ 茎の切除が適切であること。 キ 清浄であること。	段ボール箱、コンテナであること。
		非結球レタス	180グラム以上	ア 品種固有の形状を有し、色沢良好なこと。 イ 抽たいは軽微であること。 ウ 腐敗、変質していないこと。 エ 病害、虫害及び傷害がないこと。 オ 茎の切除が適切であること。 カ 清浄であること。	

- (注)
- 1

トマトのうちミニトマトとは、ミディートマト、ペテトマト、ミニトマト、チェリートマト、サンチェリートマト等いわゆるミニトマトをいう。
- 2

非結球レタスは、サニーレタス、グリーンリーフレタス等のリーフ系及びコス系レタスに限り、ステム系レタス及びサラダ菜は除く。
- 3

ばれいしょについては、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年6月2日法律第109号）の対象となるでん粉原料用のものを除く。
- 4

ねぎのうちこねぎとは、万能ねぎ等いわゆるこねぎをいう。
- 5

ブロッコリーについては、いわゆる茎ブロッコリーを除く。